

第3章

現代台湾社会をめぐる「求心力・遠心力」と原住民

——ブヌンの事例を中心とした初歩的検討——

石垣 直

はじめに

2008年に中国国民党（以下、国民党）政権が復活した台湾は、新たな転換期を迎えている。馬英九総統は景気回復のひとつの施策として親中国路線を打ち出しており、中国大陸と台湾との間での直行便の就航、通商の拡大、直接投資の受け入れなど、中国大陸に対するさまざまな「門戸開放」政策がとられている。マスメディアにおいても中国に関連する番組がしばしば放映されており、また直行便を通じ台湾各地で多くの中国人観光客の姿を目にする機会も増えている。こうした状況が台湾社会に与えている影響については、新聞、雑誌、ニュース番組におけるアンケート調査から、政治学および経済学などの諸分野における研究まで、すでに多くの報告・検討がなされている。

他方で、2度にわたる政権交代と、台湾におけるオーストロネシア語族系の先住者（以下、台湾で使われている「原住民」を使う）との関係性、あるいはポスト2008年という状況におけるかれらの国家認識といった問題は十分に議論されてこなかった。たしかに、憲法改正作業などを通じて民主化が急速に進むなかで大きな高まりをみせた原住民による権利回復運動については、これまでにも多くの研究がなされてきた。たとえば、マイノリティ差別を経験してきたかれらの「汚名化」(stigmatize)されたアイデンティティの問題、

原住民と政治・選挙との関係、権利回復運動をめぐる原住民エリートと一般の原住民たちとの距離感、中華民国体制におけるかれらの諸権利の問題などである（たとえば、謝世忠 [1987, 1989, 1992], 瓦歴斯・尤幹 [1993], 高德義 [1996], 孫大川等 [1996], 林淑雅 [2000], 石丸 [1999, 2000], Rudolph [2003, 2004], Simon [2006, 2007] など）。また、台湾意識を強調する民主進歩党（以下、民進党）が政権を担った2000年から2008年には、グローバルな先住民族運動の言説や戦略を国内に紹介する著作、原住民族自治の可能性を論じた研究なども発表されてきた（たとえば、許世楷等編 [2001], 施正鋒等編 [2002], 施正鋒 [2005] など）。しかし、これらの先行研究は、グローバルな先住民族運動理念の可能性を鼓吹するか、あるいは民主主義制度に対する原住民側の不理解の指摘にとどまるが多かった。そこではかならずしも、現代台湾における原住民をとりまく社会・政治的状况、さらには統治者、統治体制、有力政党に対して非エリート層をも含めた原住民たちがもつ複雑な意識などが分析されてきたとは言い難い⁽¹⁾。

総人口2,300万人を有する台湾において、ようやく50万人（総人口の2%程度）を超えた程度にすぎない原住民をとりまく諸問題が、一般の人々の注目を浴びることはほとんどない。しかし、台湾海峡をはさんで揺れ動いてきた台湾住民の国家意識やナショナリズムの問題、馬英九政権誕生後の台湾社会における「求心力・遠心力」を考えるうえで、オーストロネシア語族系先住者の末裔という歴史を背負っている原住民の問題を無視することはできない。そこで本章では、原住民をめぐる近年の動向の整理ならびに個別のインタビュー調査の成果に基づいて、原住民の視点からみた台湾社会をめぐる「求心力・遠心力」という問題を考えてみたい。

以下ではまず、第1節において歴代政権による原住民政策を概観する。つづいて第2節で馬英九政権成立後の原住民をめぐる動向を概観したうえで、第3節において省レベル（台湾省議会議員選挙）および国政選挙（立法委員選挙、総統・副総統直接選挙）における原住民の投票行動を歴史的に整理する。第4節ではインタビュー調査を用いて知り得た原住民の具体的な語りを紹介

する。さらに第5節では、「求心力・遠心力」という視点からみた現代台湾における原住民の「位置」に関して考察を加える。結論を先取りするならば、本章における検討からは、原住民の多くが長年にわたる統治者であった国民党を強力に支持している状況、そこに直接的な利害関係に立ちやすい閩南系²⁾住民へのマイナス・イメージという要素が加味されていること、「一つの中国」路線の復活による原住民の象徴的な存在感の希薄化、親民進党の原住民エリートらの危機感などが明らかになるだろう。また、さまざまな社会的ポジションに立つ人々の語りに注目することによって、「求心力・遠心力」という認識枠組みの可能性と限界についても論じてみたい。

なお、本章前半では原住民全体の歴史的状況や馬英九政権誕生後の動きについてまとめているが、後半におけるケース・スタディの対象は、かつて中央山脈の東西にその勢力を誇っていたブヌン（Bunun〈布農族〉³⁾）に限定されている。ブヌンは筆者が1999年から調査を進めてきた人々である。インタビューの対象をかれらに限定したのは、原住民たちの率直な語りを引き出すためには、筆者と対象となる人々との最低限の信頼関係が必要だと考えたためである。台湾原住民諸社会におけるブヌンの事例の代表性という問題は十分に議論しなければならないが、本章ではあくまでも基礎的資料の整理・提供、ならびにその初歩的検討の材料としてブヌンの事例を提示したい⁴⁾。

第1節 歴代政権による原住民政策史と原住民側の対応

1. オランダ、鄭氏政権、清朝——交易から開拓・制圧へ——

1624年にはじまるオランダ・東インド会社による植民地統治においては、現地における収入源として漢族系住民への人頭税、村落請負税、稲収穫の一部に対する課税、市衡量税、豚屠殺税などが設けられた。このうちもっとも原住民と関係が深いのが村落請負税である。この税制度は、すでに「帰順」

した原住民村落との独占的な交易をオランダ側から認められた漢族系商人が、その交易を通じて得た利益の一部をオランダ側に納税するというものであった。その後、1661年には鄭成功が台湾からオランダ勢力を駆逐した。鄭氏政権は、村落請負税制を継承しつつ、これまで西部沿岸部にとどまっていた植民者側の影響力をより内陸部へと押し広げて開墾を奨励した。そして抵抗する原住民は武力によって制圧された。

1683年に鄭氏政権を滅ぼした清朝は、中国大陸の住民が許可なく渡台することを禁じた。清朝はまた、「帰順」の有無にしたがって原住民を「熟番」と「生番」とに分け、漢族入植者が許可なく原住民の生活地域へ進出することを制限した。効力の乏しい隔離政策は19世紀後半まで存続した。しかし、極東におけるヨーロッパ列強の影響力が増大するようになるにつれて東シナ海に浮かぶ台湾の戦略的重要性を認識した清朝は、台湾の近代的開発へと路線を変更した。原住民居住地域（山地および東部）に対して「開山撫番」政策（入山を許可し原住民を慰撫する政策）が実施された。しかし、軍備増強、鉄道・幹線道路の建設、税制改正といった急激な開発路線は財政の逼迫ならびに住民の反発をまねくこととなり、数年で頓挫することになった。

2. 日本——「無主地」論による土地収奪、警察権力を用いた同化政策——

1895年、日清戦争に勝利した日本が台湾を領有した。台湾総督府（以下、総督府）が当時「蕃人」と呼ばれた原住民に対して実施した「理蕃政策」^[5]の基本は、「無主地論」^[6]に基づいた土地収奪、さらには警察権力を用いた同化政策であった。台湾領有直後、総督府は「官有林野及樟腦製造業取締規則」（1895年）を公布し、所有権を証明できない山林原野はすべて官有とした。1910年からは「五箇年計画理蕃事業」と題した武力制圧を断行している（～1914年）。また1925年からは「森林計画事業」（～1935年）を、1930年からは「蕃地開発調査」（～1937年）を実施し、領台当初に台湾の約半分を勢力下においていた原住民たちを、台湾の総面積の約7%（24万ヘクタール）にすぎ

ない「蕃人所要地」に押し込めた。これが原住民以外への保留地売却を原則的に禁止している現在の「原住民保留地」の原型となった。総督府はこれと並行して、山地部の集落を山麓部あるいは平地部へと移住させた。

3. 国民党政権——「山地平地化」、山地開発、原住民族運動——

戦後台湾を統治した中華民国は、日本植民地期以来の保留地制度を踏襲する一方で、オーストロネシア語族系住民の呼称を「高山族」さらには「山地同胞」(山胞)と改めた。他方で、原住民居住地域にも地方自治体制を敷き、県以下の地方自治体として30の山地郷を設置した。これとは別に、1950年代半ばには普通行政区に原籍を有する山胞を「平地山胞」と呼称し、かれらが多く生活している25の地方自治体を「平地郷」(鎮・市)に設定した。戦後の保留地は1948年に施行された「山地保留地管理弁法」によって管理され、1950年代末から本格化する土地測量を通じ保留地使用権の個人登記が実質的な効力をもつようになった。ただし、保留地が断片化し原住民個人の裁量に基づいた土地のやり取りが可能となったことで、漢族系住民への保留地の違法売却・リースが頻発するようになった(顧玉珍/張毓芬 [1999], 石垣 [2009])⁽⁷⁾。

他方で、1980年代に台湾社会各地で民主化が進行するなか、出稼ぎや就学のために都市部で生活するようになった「山胞」の一部が、「原住民(族)」⁽⁸⁾の名において権利回復を要求し始めた。大学生や台湾キリスト長老教会関係者らは、当時の「党外」勢力(非国民党の民主化勢力)の支持を得ながら「少数民族委員会」を設立し(1984年4月)、さらには「台湾の主人」としての主体性を強調した「台湾原住民権利促進会」(原権会)を結成した(1984年12月)。1987年、原権会は「民族・集団としての権利」を強調すべく、その組織名を「台湾原住民族権利促進会」へ改称し、翌1988年には「台湾原住民族権利宣言」を発表した。原権会および台湾キリスト長老教会の原住民幹部らは、1980年代末から1990年代にかけて大規模な土地返還要求デモを実施する一方

で、憲法改正作業においても「自治実現」、「各族の国会代表議席の確保」、「中央政府レベルの原住民族専門行政機関の設置」などを要求した。原住民側からの要求を部分的に受け入れるかたちで、「原住民」という名称が憲法の追加修正条文に用いられ（1994年）、行政院（内閣に相当）原住民委員会（1996年。2002年から行政院原住民族委員会。以下、原民会）が設けられることとなった（夷將・拔路兒 [1994], 夷將・拔路兒編 [2008], 林淑雅 [2000]）。なお、原住民側の土地返還要求にしたがい1990年代には人口増に応じた保留地区画の拡張が実施されたが、新たに増やされた保留地は、保留地全体の7%程度にとどまっている（顔愛靜／楊國柱 [2004: 252-257]）。

4. 民進党政権——「台湾ナショナリズム」の強調と原住民の存在——

民進党は、その結党以前の反国民党・民主化勢力の時代から、権利回復を目指す原住民の動きを台湾の土着主義運動のひとつとしてサポートしてきた（謝世忠 [1987, 1989], 王甫昌 [2003: 第5章]）。2000年3月の第10代総統選挙に際しては、前年の9月に原住民の各族代表と民進党候補の陳水扁との間に「原住民族と台湾政府との新しいパートナーシップ」が結ばれ、「自然主権の承認」、「自治実現」、「土地条約の締結」、「伝統的地名の回復」、「天然資源に対する権利の承認」、「民族ごとの国政代表枠」などが約束された。2000年5月の民進党政権発足後には、民族自治実施のためのシンポジウムの開催（2000年）、「原住民身分法」、「原住民就業権保障法」、「母語認証試験弁法」制定（2001年）、「伝統的地名・伝統領域調査」（2002年）などが実施されている。民進党政権下ではまた、「原住民族自治区法」草案の行政院審議通過（2003年）、新憲法制定にともなう原住民族のための専門章の草案起草（2004年）（施正鋒 [2005]）、「原住民族基本法」制定（2005年）も進められた。さらに、日本植民地期以来の九族分類⁹⁾にくわえ、2001年以降には「サオ」（邵族, 2001年）、「クヴァラン」（噶瑪蘭族, 2002年）、「タロコ」（太魯閣族, 2003年）、「サキザヤ」（撒奇萊雅族, 2007年）、「セデック」（賽徳克族, 2008年）も新たな

「原住民族」として公式認定を受けている。

民進党が人口の2%程度にすぎないオーストロネシア語族系住民をこれほどまでに重視する背景には、「一つの中国」原則を堅持する中国共産党政府や国民党勢力に対し、台湾の独自性を強調するという狙いがある（若林 [2008], Ku [2005], 石垣 [2006], Simon [2006, 2007]）。ただし、筆者が別の場所で論じたように（石垣 [2007]）、1947年に中国大陸で制定された中華民国憲法体制、すなわち「辺境地区の各民族」の自治を認め、「内地における特殊な生活習慣を有する国民」などのマイノリティに対する保護を銘記しつつ、漢族を主体とする「中華民族」としてそれらの全体的統合を強調するという体制に大きな変化はない。現代の台湾における「原住民（族）」は、中華民国憲法下で「保護すべきマイノリティ」として扱われているにすぎない。グローバルな先住民族の権利回復運動言説をふまえて台湾の活動家らが主張してきた「中華民国（あるいは台湾）政府と原住民各族との間の『ネーション対ネーション』」や「国家の成立に先立つ先天的な権利の保有主体としての原住民族」といった立場は依然として認められていないといえる（石垣 [2007]）。

第2節 省議会議員選挙・国政選挙における原住民の投票行動

第3節と第4節で具体的な状況を提示するのに先立ち、本節では省レベルの選挙（省議会議員選挙）および国政選挙（立法委員選挙、総統・副総統直接選挙）における原住民の投票行動・結果を簡潔にまとめておきたい。依拠するのは台湾省議会および中央選挙委員会の資料である。さまざまな資料的限界もあるが、民主化の潮流とともに高まってきた国民党勢力 vs 民進党勢力という対立構図のなかで、原住民たちがどのような投票行動をとってきたのか、その点に注目してみたい。

1. 台湾省（参議・臨時）議会議員選挙（1948～1994年）

台湾では、1946年以来、1998年にその立法・行政機能を「凍結」⁰⁰されるまで台湾省議会（旧省参議会，臨時省議会）議員選挙が実施されてきた。そのなかでは原住民に関しても、「山胞」と呼ばれた1948年の時点ですでに、固定議席枠（1議席）が設けられていた。その後、固定議席枠は漸増し、また1968年の第4期省議会議員選挙からは戸籍区分（日本植民地期における「特別行政区」と「一般行政区」）に基づき「山地枠」と「平地枠」という区分も設けられている。

表1からもわかるように、歴代の同議会当選者の多くは、国民党の地方幹部、郷長、ならびに県議会議員経験者などが占めている。普通選挙が行われるようになったのが1954年の第2期臨時省議会議員選挙以降のことであるとはいえ、歴代の議員がすべて国民党議員であることは、原住民居住地区における国民党勢力支持を如実に物語るものである。この傾向は以下で紹介する歴代の立法委員選挙の結果においても見て取れる。

表1 台湾省議会議員選挙の当選者（1946～1994年）

第1期参議会 (1948年)	第1期参議会補 (1949年)	第1期臨時議会 (1951年)	第2期臨時議会 (1954年)	第3期臨時議会 = 第1期省議会 (1957年)
華清吉 (国) パイワン 元牡丹郷長	林瑞昌 (国) タイヤル 医師	林瑞昌 (国) タイヤル 医師	潘福隆 (国) パイワン 元教員・屏東県議	潘福隆 (国) パイワン 元教員・屏東県議
		潘福隆 (国) パイワン 元教員・屏東県議	葛良拝 (国) パイワン 元大武郷長	高羸清 (国) アミ 元校長・公務員
		陳修福 (国) アミ 元校長・花蓮県議	高羸清 (国) アミ 元校長・公務員	高永清 (国) タイヤル 元医師・仁愛郷長

表1 のつづき

第2期省議会 (1960年)		第3期省議会 (1963年)		第4期省議会 (1968年)		第5期省議会 (1972年)		第6期省議会 (1977年)			
潘福隆 (国) パイワン 元教員・屏東県議		謝 貴 (国) パイワン 元三地門郷長 屏東県議		山地枠 謝 貴 (国) パイワン 元三地門郷長 屏東県議		陳学益 (国) タイヤル 元花蓮県議		陳学益 (国) タイヤル 元花蓮県議			
葛良拝 (国) パイワン 元大武郷長		黄国政 (国) アミ 元花蓮県議				陳学益 (国) タイヤル 元花蓮県議		華加志 (国) パイワン 元教員		華加志 (国) パイワン 元教員	
高羸清 (国) アミ 元校長・公務員		章博隆 (国) アミ 元花蓮県議, 国民党地方幹部				李文正 (国) アミ 元救国団地方委員		李文正 (国) アミ(北枠) 元救国団地方委員		莊金生 (国) アミ(北枠) 元復興郷長	
				平地枠 章博隆 (国) アミ 元花蓮県議, 国民党地方幹部		章博隆 (国) アミ 元花蓮県議, 国民党地方幹部		林忠信 (国) アミ(南枠) 元医師, 高雄県公務員			
第7期省議会 (1981年)		第8期省議会 (1985年6月)		第8期省議会補 (1986年)		第9期省議会 (1989年)		第10期省議会 (1994年)			
山地枠	陳学益 (国) タイヤル 元花蓮県議	李文来 (国) パイワン 元医師・公務員	—		曾華徳 (国) パイワン 元教員・来義郷長		曾華徳 (国) パイワン 元教員・来義郷長				
	李文来 (国) パイワン 元医師・公務員	翁文徳 (国) タイヤル 元医師・公務員	—		林春徳 (国) タイヤル 元救国団, 仁愛郷長		林春徳 (国) タイヤル 元救国団, 仁愛郷長				
平地枠	莊金生 (国) アミ(北枠) 元復興郷長	楊仁福 (国) アミ 元教員・党部委員	—		楊仁福 (国) アミ 元教員・党部委員		楊仁福 (国) アミ 元教員・党部委員				
	林忠信 (国) アミ(南枠) 元医師, 高雄県公務員	洪文泰 (国) プユマ 元党地方委員, 卑南郷長	陳建年 (国) プユマ 元台東県議, 党委員	陳建年 (国) プユマ 元台東県議, 党委員		林正二 (国) アミ 元教員・国大代表					

(出所) 台湾省諮議会ホームページ (<http://www.tpa.gov.tw/>, 2010年3月31日アクセス) などをもとに筆者作成。

(注) (1) 各枠内の上段は氏名, ()内は政党を示す。「国」は国民党。また, 中段および下段では出身エスニック・グループならびに出馬以前の主なバックグラウンドを記した。
 (2) 台湾省議会(第1期参議会)は1946年5月から始まったが, 原住民議員が登場するのは1948年からである。

2. 立法委員選挙（1972年～）

表2, 表3, 表4は原住民地区における歴代の立法委員選挙結果をまとめたものである。

表2 未区分・山地選挙区における立法委員選挙の当選者（1972年～）

第1期立法委員選挙					
第1次増員 (1972年)	第2次増員 (1975年)	第3次増員 (1980年)	第4次増員 (1983年)	第5次増員 (1986年)	第6次増員 (1989年)
華愛 (国) パイワン 元軍人	華愛 (国) パイワン 元軍人	華愛 (国) パイワン 元軍人	華愛 (国) パイワン 元軍人	林天生 (国) パイワン 元教員	華加志 (国) パイワン 元省議会議員
					高天来 (国) タイヤル 元新竹県尖石郷長
第2期 (1992年)	第3期 (1995年)	第4期 (1998年)	第5期 (2001年)	第6期 (2004年)	第7期 (2008年)
華加志 (国) パイワン 元省議会議員	高揚昇 (国) タイヤル 元国民党委員会 総幹事	高揚昇 (国) タイヤル 元国民党委員会 総幹事	高金素梅 (無) タイヤル 元女優	高金素梅 (諸) タイヤル 元女優	高金素梅 (諸) タイヤル 元女優
高天来 (国) タイヤル 元新竹県尖石郷長	瓦歴斯・貝林(国) (蔡貴聡) タイヤル 元神父	瓦歴斯・貝林 (全民連) タイヤル 元神父	瓦歴斯・貝林 (吾党) タイヤル 元神父	林春徳 (親) タイヤル 元省議会議員	孔文吉 (国) タイヤル (タロコ) 元台北市原民会主委
蔡貴聡 (無) タイヤル 元神父	全文盛 (国) ブヌン 元医師 元南投県信義郷長	曾華徳 (国) パイワン 元省議会議員	林春徳 (親) タイヤル 元省議会議員	曾華徳 (国) パイワン 元省議会議員	簡東明 (国) パイワン 元屏東県議会議員
		林春徳 (親) タイヤル 元省議会議員	曾華徳 (国) パイワン 元省議会議員	孔文吉 (国) タイヤル(タロコ) 元台北市原民会 主委	

(出所) 中央選挙委員会ホームページ (<http://www.cec.gov.tw/>, 2010年3月31日アクセス), 海樹兒・友刺拉非「立委選挙原住民参選人的背景分析(1972~2008年)」(『台湾原住民研究論叢』第4期 2008年 pp.161-190)をもとに筆者作成。

(注) 各枠内の上段は氏名, () 内は政党を示す。「国」は国民党, 「親」は親民党, 「諸」は諸派, 「無」は無所属。また, 中段および下段では出身エスニック・グループならびに出馬以前の主なバックグラウンドを記した。

表3 平地選挙区における立法委員選挙・当選者（1980～2008年）

第1期立法委員選挙					
第1次増員 (1972年)	第2次増員 (1975年)	第3次増員 (1980年)	第4次増員 (1983年)	第5次増員 (1986年)	第6次増員 (1989年)
—	—	林通宏 (国) アミ 元公務員	楊傳廣 (国) アミ 五輪・メダリスト	蔡中涵 (国) アミ 元教員	蔡中涵 (国) アミ 元教員
—	—	—	—	—	莊金生 (国) アミ 元花蓮県復興郷長
第2期 (1992年)	第3期 (1995年)	第4期 (1998年)	第5期 (2001年)	第6期 (2004年)	第7期 (2008年)
蔡中涵 (国) アミ 元教員	蔡中涵 (国) アミ 元教員	蔡中涵 (国) アミ 元教員	章仁香 (国) アミ 元大学教員 公務員	楊仁福 (国) アミ 元省議会議員	楊仁福 (国) アミ 元省議会議員
莊金生 (国) アミ 元花蓮県復興郷長	莊金生 (国) アミ 元花蓮県復興郷長	章仁香 (国) アミ 元大学教員 公務員	楊仁福 (国) アミ 元省議会議員	林正二 (国) アミ 元省議会議員	林正二 (国) アミ 元省議会議員
高魏和 (国) アミ 元軍人	章仁香 (国) アミ 元大学教員 公務員	楊仁福 (国) アミ 元省議会議員	林正二 (国) アミ 元省議会議員	陳 瑩 (民) ブユマ 元大学院生	寥国陳 (国) アミ 元医師
		林正二 (国) アミ 元省議会議員	寥国陳 (国) アミ 元医師	寥国陳 (国) アミ 元医師	

(出所) 表2と同じ。

(注) (1) 各枠内の上段は氏名, () 内は政党を示す。「国」は国民党, 「民」は民進党。また、中段および下段では出身エスニック・グループならびに出馬以前の主なバックグラウンドを記した。

- (2) 第1期立法委員第3次増員選挙 (1980年) より平地郷議席の割り当て。
- (3) 第1期立法委員第6次増員選挙 (1989年) より山地/平地各2議席。
- (4) 第2期立法委員選挙 (1992年) より山地/平地各3議席。
- (5) 第4期立法委員選挙 (1998年) より山地/平地各4議席。
- (6) 第7期立法委員選挙 (2008年) より山地/平地各3議席。

1972年, 中華民国が国際的に孤立するなかで実施された国会改革によって, 初の原住民籍 (旧山地同胞籍) 立法委員が誕生している。初代の華愛 (パイワン出身) をはじめ, 軍出身者, 教員・公務員, 郷長, 県議会議員, 省議会

表4 比例代表制度における原住民族立法委員の当選者（1992～2008年）

第2期 (1992年)	第3期 (1995年)	第4期 (1998年)	第5期 (2001年)	第6期 (2004年)	第7期 (2008年)
—	巴燕・達魯 (民) タイヤル (陳金水) 元原権会メンバー	巴燕・達魯 (民) タイヤル (陳金水) 元原権会メンバー	蔡中涵 (国) アミ 元教員	章仁香 (国) アミ 元大学教員 公務員	陳 瑩 (民) プユマ 元大学院生
—	—	—	陳道明 (民) タロコ 元教師・医師 元国民大会代表	陳秀恵 (民) アミ 元牧師	—

(出所) 表2と同じ。

(注) 各枠内の上段は氏名, () 内は政党を示す。「国」は国民党, 「民」は民進党。また, 中段および下段では出身エスニック・グループならびに出馬以前の主なバックグラウンドを記した。

議員などが名を連ねるが, ここでも国民党勢力 (国民党, 親民党など) 候補が歴代の原住民族立法委員をほぼ完全に独占していることがわかる。民進党が結成された1986年以降をみても, 原権会メンバーなど複数の民進党候補が立候補したものの, 長期にわたって選挙区選挙での当選にはいたらなかった¹¹⁾。

民進党選出の原住民族立法委員が誕生するのは, 1995年の第3期立法委員選挙においてである。しかしこれも比例代表 (表4) での選出であった。民進党はその後, 第4期 (1998年), 第5期 (2001年), 第6期 (2004年), 第7期 (2008年) と比例代表で原住民族候補を1名ずつ当選させている。しかし, 民進党選出の原住民族候補が選挙区選挙で当選するのは, 第6期選挙 (2004年) の陳瑩 (プユマ出身, 平地原住民選挙区) が初めてであった (表3)。陳瑩の当選に関しては, 2000年から続く民進党政権, 当時の行政院原民会主任委員であった父・陳建年のサポートによるところが大きいと考えられる。それでも, 民進党の親原住民勢力ならびに原住民の民進党支持者にとって, 陳瑩の当選は画期的な出来事であったといえるだろう。とはいうものの, 原住民地区における民進党の得票率が大幅な伸びを示しているとは言い難い。2008年1月の第7期立法委員選挙では, 比例代表にまわった陳瑩は当選を果たし

だが、前回選挙では比例代表で出馬・当選し（表4）、第7期選挙では「平地」の選挙区選挙にまわった民進党唯一の候補・陳秀恵（アミ出身、元牧師）は、同じ民進党系の候補者がいなかったのにもかかわらず、5710票（得票率8.71%）を獲得するにとどまり落選している。

3. 総統・副総統直接選挙（1996年～）

1996年以来、過去4回にわたって実施され総統・副総統直接選挙の結果、ならびに原住民地区（山地郷および平地郷）における得票状況と合わせて整理したのが表5である。

この表からも、1996年以来の総統・副総統直接選挙において、省議会議員選挙や立法委員選挙と同様に、原住民地区における国民党勢力支持という明らかな傾向が見て取れる。とくに顕著なのが第9代総統・副総統直接選挙

表5 総統・副総統直接選挙（1996～2008年）

	当選	次点	原住民地区
第9代 (1996年)	李登輝・連戦（国） 得票：5,813,699票 得票率：54%	彭明敏・謝長廷（民） 得票：2,274,586票 得票率：21.13%	得票率（国民党系）：90.07% 得票率（民進党系）：9.91%
第10代 (2000年)	陳水扁・呂秀蓮（民） 得票：4,977,697票 得票率：39.30%	宋楚瑜・張昭雄（無） 得票：4,664,972票 得票率：36.84%	得票率（国民党系）：80.59% 得票率（民進党系）：18.98%
第11代 (2004年)	陳水扁・呂秀蓮（民） 得票：6,471,970票 得票率：50.11%	連戦・宋楚瑜（国／親） 得票：6,442,452票 得票率：49.89%	得票率（国民党系）：71.35% 得票率（民進党系）：28.64%
第12代 (2008年)	馬英九・蕭萬長（国） 得票：7,659,014票 得票率：58.45%	謝長廷・蘇貞昌（民） 得票：5,444,949票 得票率：41.55%	得票率（国民党系）：81.50% 得票率（民進党系）：18.49%

（出所）表2と同じ。

（注）（1）各枠内の上段の（ ）内は政党を示す。「国」は国民党、「民」は民進党、「親」は親民党、「無」は無所属。

（2）原住民地区の第9代と第10代の得票率のうち、「国民党系」は複数の候補を含む。なお第10代については、許信良・朱恵良ペア（得票率0.40%）はどちらにも含めていない。

(1996年)の90.07%という原住民地区における国民党系候補の得票率である。他方で、民進党候補(彭明敏・謝長廷ペア)は10%弱の得票率にとどまった。「台湾省の凍結」をめぐる国民党内で軋轢が生じ三つ巴の選挙戦となった2000年の選挙でも、国民党勢力は原住民地区で80%を超える票を獲得している。

他方、原住民地区における民進党の得票率は、1996年の10%弱に比べれば、2000年の約19%、2004年の28%と着実に伸びているようにもみえる。その背景にはもちろん、政権与党としてのアドバンテージ、台湾意識の強調と原住民のプレゼンスに対する支持、さらには多文化主義諸政策などが考えられるだろう¹²⁾。しかし、総統・副総統直接選挙での原住民地区における民進党勢力の得票率は、前回2008年3月の総統選挙では陳総統の金銭スキャンダルもあり、18.49%へと減っている。なお、行政院原民会が規定する「原住民地区」に該当するとはいっても、いわゆる「平地郷(鎮市)」には、たとえば、花蓮市、台東市などのように、漢族系住民が多い地方自治体も含まれている。他方で、原住民が多く居住する山地部における国民党勢力の得票率は依然としてきわめて高いパーセンテージを維持している。その例としては、高雄県茂林郷の90.23%、花蓮県卓溪郷の93.92%、台東県金峰郷の95.10%などを挙げることができるだろう。したがって、総統・副総統直接選挙の結果に関しては、投票所単位で原住民の多い地域に限定していけば、さらに高い国民党の得票率、そして民進党系の低い得票率が算出されると考えられる¹³⁾。

第3節 馬英九政権発足後の動き

さて、台湾全土および原住民地区において高い得票率によって誕生した馬英九政権であるが、これは権利回復運動を目指す原住民族運動の活動家にとっては強い向かい風をもたらしたことになる。たとえば、原住民の存在を強調してきた陳水扁総統とは異なり、2008年5月20日の就任演説において馬英

九新総統は、「原住民」に関して一言も言及することなく、「中華民族」としての国民の一体性と中華民国憲法の理念の重要性を強調した。また2005年2月に公布・施行された「原住民族基本法」(全35条)では、「自治の実施」(第4条)、「土地および天然資源に対する権利」の承認(第20条)、「生活様式、慣習、服飾、社会・経済的な組織形態、資源利用様式、土地保有・利用および管理のモデルを選択する権利」の尊重(第23条)などを謳っているが、関連する法律の改定・実施細則などの制定は遅々として進んでいない。

馬英九政権誕生後の原住民の権利回復をめぐる動きとしてはこのほかにも以下のようなものがある。たとえば、2008年9月には、パラオなどの太平洋諸国との間の交流促進を目指して民進党政権下で設立された「オーストロネシア民族フォーラム」(南島民族論壇)への予算執行が滞っているという問題が発覚した。また同年11月から翌年春にかけては、オーストロネシア系の出自をもちつつも早くから「漢化」したとして政府からの正式な民族認定を受けていない平埔系住民のひとつ、シラヤの人々などが政府による承認を要求したが、行政院原民会の対応は「既存の法律および行政慣例に基づき、平埔族を原住民族とは認めることはできない」というものがあった。

こうした原民会の対応に対しては平埔系の活動家およびそれを支持する原住民活動家らによる反発が起こった¹⁴⁾。さらに、2009年には狩猟権の承認を求めた台東のプユマを中心とする諸団体に対し原民会が、「監督官庁である行政院農業委員会林務局に問い合わせよ」との返答をしたため、「原民会は原住民族基本法に基づいて原住民族の権利を擁護するという本務を忘れている」として不満の声があがった。原住民族運動活動家らのこうした不満の矛先は、馬英九政権で行政院原民会の主任委員に任命された章仁香(元立法委員、元国民党副主席。アミ、女性)に集中した。人々は章主任委員および梁文韜主任秘書¹⁵⁾の解任を求めた。

他方で原民会側は、国民党政権下での原民会の業績として、同委員会の年間予算自体は陳水扁政権末期の約61億9000万元(2007年度)から64億2400万元(2008年度)へ、さらには68億5600万元(2009年度)へと増加しているこ

とを強調している。しかし、原住民族運動の活動家らは馬英九總統の就任1周年にあたる2009年5月に相次いで馬政権の原住民政策の内容に関する検討会を開き、その問題点を批判している。

たとえば、タイヤル出身の立法委員である高金素梅は、「国土規画法」草案および「行政区画法」草案における「原住民族伝統領域土地」という視点の無視、核廃棄物貯蔵施設移設問題における「原住民族基本法」の無視、プユマ（カティブ集落）狩猟祭をめぐる原民会の責任回避（上述）、馬總統の「4年間で500億元を用いて原住民族のインフラを整備する」という選挙公約の不履行、原民会の予算執行率の低下、台湾全体の平均を大きく上回る7.93%という失業率を生み出した原民会の失政などを非難し、章主任委員の解任、ならびに就任1周年式典において馬總統が上記諸点について原住民へ説明するように求めた¹⁶⁾。

また、原権会出身であり民進党政権下で行政院原民会主任委員を務めたイチャン・バルー（アミ出身）およびヨハネ（ブスン出身）らが主導して結成した「台湾原住民族政策監督聯盟」も、同じ5月に馬政権の原住民政策を検証している。かれらは馬政権下における、原住民族基本法関連の法整備の遅滞、「原住民族自治区法」草案および「原住民土地及海域法」草案審議の先送り、平埔族民族認定運動に対する原民会の否定的回答、高失業率、原住民テレビの予算執行問題、オーストロネシア民族フォーラム継続実施への障害など批判し、馬總統の謝罪および章主任委員の解任を要求した¹⁷⁾。

馬英九總統および章仁香原民会主任委員への非難は、2009年夏にさらなる高まりをみせた。その要因は、8月7日および8日に台湾を直撃したモーラコット台風（莫拉克台風）が、嘉義、高雄、屏東、台東などの台湾南部地域にもたらした災害であった。この「八八水害」は約700人にもおよぶ死者・行方不明者をだした。そして、劉兆玄行政院長指揮下での事後対応の遅れが批判され、甚大な被害を受けた山間部の住民からは災害現場に姿をみせない章主任委員への糾弾の声が高まることになった。その結果、馬總統は内閣総辞職を決定し、後任の行政院長には呉敦義立法委員が、原民会主任委員に

は国立政治大学副教授の孫大川（プユマ出身）¹⁸⁸が就任した。

孫主任委員誕生後の原民会の政策には次のような変化が現れている。第1に指摘できるのは、シラヤに代表されるような平埔諸族による「正名」¹⁸⁹運動への部分的な態度変更である。上述のように、章仁香主任委員時代には、「正名」を求めるシラヤの人々の要求に対して原民会は「ノー」という回答をした²⁰。他方で孫主任委員は、シラヤはオーストロネシア語族系住民の子孫であることは間違いないが、現行の法律では平埔の民族認定は難しいという認識を示しながらも、他の原住民側の感情も考慮しつつ「文化的な承認」などを含めた可能性を模索すべく、「平埔族群事務推動小組」を組織して検討にあたらせている（行政院原住民族委員會 [2010a]）。

第2に、原民会の主導による「原住民族自治」の確立にむけた動きがある。「原住民族自治」に関しては、たとえば2003年6月の「原住民族自治区法」草案のように、民進党政権下で検討され、行政院審議をへて立法院（国会に相当）に送られたものの、依然として立法化にいたっていないという経緯がある（石垣 [2006]）。この議題は、2008年の国民党政権誕生以後にも行政院原民会の施策目標に掲げられてはきたものの、大きな進展はみられなかった。ところが孫主任委員施政下では、「原住民族自治法」の立法化が施策目標のトップに掲げられ、人材育成、「伝統領域」調査、「村落会議の推進」、「村落の持続可能な発展計画」などとともに積極的に推進されるようになった（行政院原住民族委員會 [2010b]）。そして孫の主任委員就任から1年がすぎた2010年9月23日には、「原住民族自治法」草案（全83条）が行政院審議を通過して、立法院審議に送られた²¹。

同草案に関しては、すでに「土地権の詳細が明記されていない」あるいは「自治のレベルが通常の郷鎮市にもおよばない」といった批判がでている²²。さらにいえば、今回の立法化の動きをめぐっては、「原住民族基本法」制定（2005年）や国連の「先住民族権利宣言」採択（2007年）といった状況変化はあるものの、筆者が2003年の「原住民族自治区法」草案や台湾の多文化主義政策を論じた際のそれと、基本的な構造・困難には何ら変化がない（石垣

[2006, 2007])²³。いやむしろ、2008年以降の状況は、中華民国の憲法・法律体系において、グローバルな先住民族運動言説に基づいた「原住民（族）」という主張を展開することの困難さを、より一層顕在化させているといえるかもしれない。その意味で、国民党政権下で「原住民族自治」や「部落会議」の組織化を通じた「コミュニティの再生」を目指すという孫主任委員のスタンスは、章前主任委員時代からの大きな変化、中華民国の憲法・法律体系のもとでの現実的な困難をみすえた果敢な挑戦として捉えることができる。

第4節 事例——人々の語り——

これまでみてきたように、民進党政権の8年を経た現在も原住民地区では国民党勢力が強い支持基盤を維持している。民進党政権下で多文化主義的な諸政策が実施され、原住民族自治や土地回復といった議題が再三にわたって議論されてきたのにもかかわらずである。では、こうした状況を原住民自身はどのように捉えているのだろうか。以下では対象をブヌンに絞ったうえで、現代台湾を生きるかれらの語りに耳を傾けてみたい²⁴。

事例1 唯一の政党としての国民党

台東県延平郷B村のT(1931年生、男性)は、長年にわたって村長や郷民代表を歴任してきた。敬虔なキリスト教徒でもある彼は、高齢になった今もB村キリスト教長老教会・名誉長老の職にある。他方で彼は、植民地期にかわいがってくれた日本人教師(警察官が兼務)およびその家族と戦後も文通を続けるほどの「親日家」である。

しかしTは、国民党こそが台湾の「唯一の政党」、「安定した統治者」とも認識している。彼は、ブヌンの歴史や原住民と台湾との関係にも強い興味をもっており、友人らとともにブヌンの文化・習俗に関する雑誌を発刊したりするほどである。しかしTは、「台湾の住民の大多数は中国からやってき

た漢族」なのであり、「中国の一部として台湾」、「台湾の統治者としての国民党」という認識をそれほど抵抗なく受け入れている。そして彼は、かつての国民党の時代には政治家が「国の金を食べる」（ブヌン語で *maun sui*）ようなことはなかったとあって先の民進党政権を批判した。

事例2 「閩南人は嫌いだ！ 外省人の方がまだまし」

南投県信義郷L村のL（1957年生、男性）は現在同村で小学校教員をしている。幼いころから近くの地方都市・埔里の学校に通っており、閩南系住民からの差別を受けた経験があるという。Lは、保留地をめぐる詐欺まがいの行為やこれまでの友人関係などを理由に、「〈閩南人〉²⁸の友人関係イコール互いの利益のために利用し合うもの」であり「原住民の友人関係イコール助け合うもの」とは異なるという点を強調する。Lは、「原住民の〈閩南人〉嫌い」と「民進党不支持」との間には密接な関係があるという。彼はさらに、「外省人はまだまし。かれらは自分たちが外来者だということをわきまえている」とし、閩南系住民と比較して外省人のことを評価している。ただし、「台湾は原住民のもの。統独問題は〈漢人〉の問題。両者で合意ができて台湾に住み続けたいというのなら、分をわきまえたうえで『主人である原住民』に願い出るのが筋」と力説するほど、ローカルな知識人である彼は強い原住民意識をもっている。

事例3 「台湾の主人」としての覚醒

南投県信義郷出身のヨハネ（1953年生、男性）は、原住民運動の活動家であり、牧師である。陳水扁政権で行政院原民会の主任委員ならびに国策顧問も務めた彼は、原住民族自治、伝統領域調査、母語認証試験、就業権保障法制定など現在でも原民会の主要な政策となっている諸事業に着手した人物である。原住民地区で国民党が高い得票率を維持していることに対し彼は、「国民党の心は台湾にあらず。そんな党に投票する原住民は名前だけの原住民、『台湾原住民』という名称の真の意味を理解していない」といい、「未覚

醒」な原住民が多いことを憂慮している。ヨハネによれば、こうした原住民の国民党支持の背景には、地方の政治家（県議会議員，郷長，郷民代表，村長），地方公務員，教員，警察官などと国民党との間の緊密な利害関係があり，それが「唯一の政党」としての国民党の存在を存続させているのだという。親中国路線を進む馬政権の状況を憂う彼は，今後もし武力あるいは合法的な「中台統一」がなされるとすれば，その時にこそ「どのような行動をとるのがかわれわれ原住民に問われてくる」という。

事例4 「おれたち中国人」

台東県延平郷P村のH（1958年生，男性）。元台湾キリスト長老教会のS牧師²⁶が運営する財団法人「ブヌン文教基金会」で働いており，山の知識もっている狩人として「ルーツ探し」活動²⁷や「地図作製」調査²⁸において重要な役割を果たしている人物である。中年の多くの原住民と同様に，彼には台湾北部での十数年にわたる出稼ぎ経験がある。かつて同郷のブヌンである前妻との間に3人の子供をもうけるも離婚，数年前に上述の基金会で働いていた閩南系の女性と再婚している。Hは，原住民の文化や歴史を重視する基金会の諸活動にスタッフとして参加するなかで，オーストロネシア語族，そして「原住民」という意識を強めている。

しかし，戦後の国民教育のなかで育ってきた影響から，会話のなかでふとした瞬間に「おれたち中国人」という言葉が口をついて出てくる。「不老長寿の薬を求めて秦を離れた人々の末裔である日本人も，おれたちと同じ中国人」。他方で，植民地統治や森林資源の収奪という話になると，「〔日本教育を受けた父の世代は日本びいきだが〕日本人はほんとうは悪いやつらだ。原住民をおれたちの土地から引き離れた。日本に洗脳されたかつての若者の多くが日本のために命を失った」と非難することも多い。

事例5 「歴史の連結」という使命，「閩南系に対する嫌悪感」への解釈

同じく台東県延平郷P村出身のN（1963年生，男性）は，元ブヌン文教基

金会幹部（S牧師の実弟）であり、同基金会による「ルーツ探し」活動を積極的に主導してきた人物である。ただしNは、20歳になるまで自身が「中国人」であることを疑わなかったという。そんな彼が「非漢族」であることを意識したのは兵役中のことであった。部隊の先輩や同輩との会話のなかで、他の漢族の友人たちが答えられた「堂号」、すなわち所属する親族集団の発祥地ならびにそれに基づいた帰属先の名称を、Nは答えることができなかった。彼はその後、原住民エリートらが展開する権利回復運動を目の当たりにし、しだいに「ブヌンであること」、「原住民であること」を強く意識するようになった。彼は近年、台東県延平郷一帯のブヌンの祖先がかつて住んでいた山地「内本鹿」への「ルーツ探し」活動や地図作製調査を進めている。たとえ土地が帰ってこなかったとしても、その土地に眠る歴史と現代のブヌンたちとを連結することこそが自身の使命だと語った。

他方で、中学高校時代に多くの閩南系の「不良仲間」とつるんでいた彼は、その上位世代の原住民とは異なり、むしろ閩南系の人々に親近感をもっている。ただし、彼いわく、原住民の多くがもつ「〈閩南人〉嫌い」と〈外省人〉の許容」という状況は理解できるものだ、という。彼の解釈は、「日常生活のなかで利害関係が際立ち、教育もなく原住民に対して横柄な態度をとる〈閩南人〉」に比べれば、「経済的余裕も教育もあり、原住民が毛嫌いする〈閩南人〉を押しえつけてくれる〈外省人〉」は多くの原住民の目に輝かしく映ったのではないか、というものだった。そして最後に彼は、民進党の政治家をはじめとする閩南系の友人を多くもってはいるが、自身は民進党を完全に支持しているわけではなく、理想はあくまでも「原住民族主義」（「台湾の原住民」としての主体性を追求しようとする姿勢）だと語った。

事例6 「なぜ原住民は民進党を支持しないのか？」

台東県延平郷P村出身の女性Wは英語教員（1970年生）、Y（1975年生）はブヌン文教基金会で働いている。基金会を主導してきたS牧師の影響で小さいころから政治の問題に関心をもっていた。上述のNと同様に、「理想は

原住民族主義」だと2人はいう。ただし、上述のNと同様に既存政党のなかでの選択肢として民進党を選んでいる。彼女たちは、「民進党は原住民のためのさまざまな政策を掲げてきた。なぜいまだに大多数の原住民は国民党を支持するのか？」と不満を漏らす。彼女たちいわく、「原住民社会で国民党支持が依然として強いのは、原住民自身の認識・自覚・知識が足りないため」であり、「村落部の政治経済的利害関係に浸透している国民党のネットワーク」のためだという。そして彼女たちは、「この問題は一朝一夕に解決するものではなく、数世代をかけて少しずつ改善していくほかない」と語った。

事例7 「福利さえしっかりしてくれれば」

南投県信義郷L村出身のM(1959年生、女性)は、南投市内の高校を卒業してから台北へ出稼ぎに出た。同村出身の同級生と結婚し、その後1男1女の母となった。夫婦共働きで育てた子供らは、すでに専門学校と大学を卒業している。台北で30年以上にわたって生活してきたMは、仕事やアパート探しで何度も閩南系住民に差別されたと語る。もちろんMやその夫の同寮や友人にも閩南系の人々はいる。しかし、自宅にまで招くような友人の大半は、同じブヌンであるか、その他の原住民諸族の人々である。

他方で、M夫妻の同世代のなかには歳の離れた外省人の夫に嫁いだ者も多く、外省人第1および第2世代の知人・友人もいる。とくに支持政党はないが、村で生活していたころからのコネクションや親近感もあり、選挙では国民党系の候補に投票してきた。ただし、かつては「ハンサムな馬英九ブーム」に酔いしれたこともあったが、「絶対国民党、というわけではない。政権運営が悪ければ政権交代。それが民主主義」とも語る。

彼女は、馬政権の親中国路線については「台湾の経済状況から考えて仕方がない」という認識をもっている。そこで筆者は、少なくとも理念上は「先住者」としての原住民の地位を尊重しようとしている民進党と、「中華民國のマイノリティ」として原住民を保護しようとする国民党の姿勢との違いを

指摘したうえで、かつての「山地同胞」や中国の「55番目の少数民族・高山族」としての地位を甘んじるかとMに質問してみた。彼女は、「〔用いられる名称がなんであろうと〕私たちは弱者なのだから、福利さえしっかりしてくれればそれでよい」という持論を展開した。

第5節 考察——「求心力・遠心力」と原住民——

これまでに提示した内容をふまえたうえで、本節では、現代台湾社会における原住民の「位置」について考えてみたい。

1. 投票行動と語りを中心にみる原住民の「位置」

本章で整理・提示してきた内容からは、原住民社会の歴史と今を物語る特徴として以下の諸点を指摘することができる。

第1に、国民党の馬政権下では原住民の象徴的意味が薄れている。たしかに民進党政権下においても、原住民エリートや陳水扁が掲げる「台湾国家」における原住民族の存在意義は、理念的なものにとどまっていた。それでも、さまざまな法整備が行われ、グローバルな先住民族運動言説を盛り込んだ諸成果——たとえば「原住民族基本法」の制定——は画期的な意味をもっていた。しかし、2008年に復活した国民党政権下では、「一つの中国」原則あるいは「すぐに統一することは不可能だとしても、著しい経済発展を遂げつつある中国と良好な関係を維持するのが得策である」という考え方が広がりつつある。そして原住民にとってそれは、「先住者」としてではなく、中華民国憲法などが規定する「保護が必要な社会的弱者・少数民族」として位置づけの復活あるいは再顕在化であるといえる。

第2に、省議会議員選挙ならびに立法委員選挙・総統選挙における原住民の投票行動の整理からは、原住民地区における高い国民党支持の状況が明ら

かになった。1990年代後半以降には民進党も徐々に地歩を固めているが、大枠では「原住民＝国民党勢力支持」という状況は継続している。ローカルな社会にまで張りめぐらされた国民党の統治システム（たとえば、親国民党の軍人・公務員・教員らのリーダーシップ、ならびに支持への見返りとしての住民への利益供与）、それを通じて歴史的に培われてきた長年の統治者・庇護者への愛着・忠誠は、民進党施政の8年では揺るがなかったようである。

第3に指摘できるのは、閩南系住民に対する原住民（本章ではブヌン）の「嫌悪感」である。この感情は一方で外省人への「好印象」との対比で語られることが多く、それを否定する者もいるが、一般的には原住民の民進党不支持と密接に関わるものであるとも語られる。党外勢力およびその後に民進党となった勢力のリーダー（の一部）は、重要な本土化・土着主義運動のひとつとして「原住民」の名を用いた権利回復運動を支持してきた。かれらの「台湾中心主義」を補強するためのオーストロネシア系先住者の取り込みである。しかし、上記の投票結果や人々の語りをみるかぎり、多くの原住民たちは「閩南系住民を主体とする台湾中心主義」にはなびかなかったようである。

これは、これまで再三にわたって指摘されてきた理性的判断の不足、国民党への盲信的従属、民主主義への不理解などといった理由だけでなく（瓦歴斯・尤幹 [1993]、高德義 [1996]）、原住民と閩南系住民との間にある埋めることが容易ではない心理的距離感を示唆している。そして、こうした距離感の根底には、閩南系住民による詐欺まがいの行為や現金獲得のための違法売却・リースを通じて流失していった保留地（石垣 [2009]）、地方および都市部での生活・就業場面における漢族系住民（とくに閩南系住民）からの差別という原住民たちの歴史的経験が横たわっていた。さらに、陳水扁前総統家族の金銭スキャンダルは、原住民がもつ閩南系住民あるいは民進党に対するマイナス・イメージをより強化することにつながった。

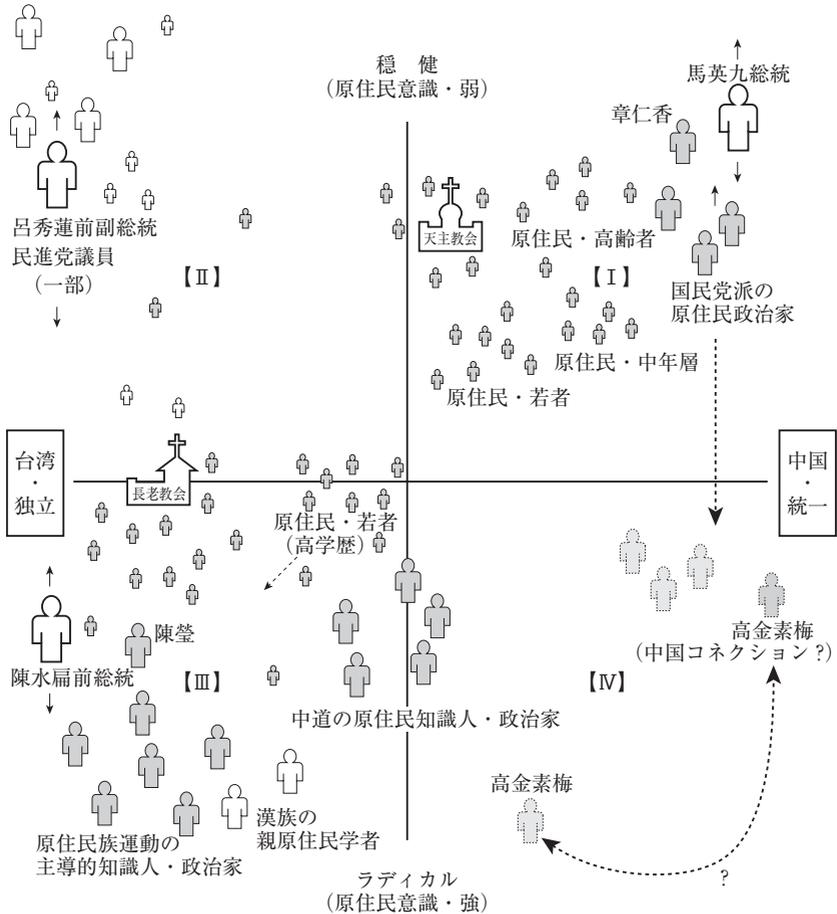
第4に、1980年代半ばからの社会運動を通じて「原住民（族）」という言葉自体は山間部の人々の間にも浸透してきている²⁹。それは、事例2や事例

6などの語りからも明らかである。しかし、知識人が主張するような「台湾の主人としての原住民」、「国家の成立に先立つ先天的な権利の主体」といった認識が十分に共有されているとは言い難い。権利回復運動に積極的に参加していない原住民や部分的にのみ参加している原住民の多くは、「中国人であること」、「中華民國の国民であること」、「台湾の原住民であること」との間の距離あるいは関係性を、依然として十分には意識化できていないと考えられる⁹⁹。

第5に、エリート層や原住民運動活動家の間で馬英九政権の親中国路線に対する危機感が高まる一方で、とくに非エリート層のインフォーマントの多くは理念よりも現実を生きることを重視しており、「親中国路線」を「生きる術」のひとつとして許容しようとしていることがうかがえる（事例7）。他方で非民進党寄り、あるいは反閩南系意識を強くもつ者のなかには「外省人も〈閩南人〉も所詮は中国大陆からきた人々」という意識があり、それらを除外したうえで「台湾の主人としての原住民」という認識を強くもつ者がいる（事例2）。

なお、現代の台湾原住民社会をとりまくこうした複雑な状況の布置を整理したのが図1である。筆者はこの図に関してすでに別の場所で詳細に論じているため重複は極力避けるが（石垣 [2011: 第10章]）、同図からは、強い台湾意識という点で民進党勢力と近い関係にある原住民エリートの存在（セクションⅢ）、かれらとは対照的に親国民党・外省人というスタンスをもっている大多数の原住民たち（セクションⅠ）という構図が明らかになる。本章で取り上げた事例3、事例5、事例6は前者の、事例1、事例4、事例7は後者の具体例として整理することができるだろう。ただし、事例2をはじめとする上述の諸事例などにみられる心理的な揺れ、並存、妥協のように、現代台湾を生きる原住民たちの立場が「親台湾 vs 親中国」という二元論のみで語りうるわけではないことは重要であろう。また、原住民が置かれた複雑な状況を考える場合、「セクションⅠ」と「セクションⅡ」の上方には、総人口の2%にすぎない原住民の問題を「取るに足らないもの」として関心を示

図1 台湾原住民族運動の国内・諸アクター（2003～2008年）



(出所) 筆者作成。

さず、台湾をめぐる「統一 vs 独立」問題についてはとりあえず「現状維持」というスタンスをとっている大多数（総人口の90%以上）の台湾住民が存在することも忘れてはならない。

2. 社会の「求心力・遠心力」という認識枠組みと「セキュリティ」論

先住者の末裔でありつつも、現在台湾社会においてマイノリティの位置にある原住民をめぐるかような状況は、本書の母体となった研究プロジェクトが掲げた「求心力・遠心力」というテーマを論じる場合の注意点を喚起させる。それは、「求心力・遠心力」を考える際に、「誰にとっての求心力・遠心力か?」という視点を明確化することの重要性である。本章が扱ったように、台湾のマジョリティである閩南系住民が掲げる「台湾中心主義」は、原住民にとってみれば、必ずしもかれら自身を核とした「求心力」に適合的とは限らない。また同一のエスニックグループに属している複数の人物に注目した場合、個人Aにとっての「求心力」が、個人Bにとっての「遠心力」となる可能性もある。

現在の台湾の状況において、原住民が台湾総人口の2%という絶対的マイノリティの位置にあるという現実は変えようがない。たしかに、立法院や世論の状況によっては、原住民がキャスティング・ボートを握る可能性もあるだろう。しかし、残りの98%の台湾住民にとって、原住民をめぐる話題は文化イベントなどの「賑やかし」、あるいは権利要求などの「耳障りな雑音」でしかない。「一つの中国」原則を肯定している国民党勢力が政権の座に着いている場合も、「台湾住民による自己決定」を強調する民進党勢力が政権を奪回した場合でも、こうした状況は基本的に同じである。「台湾原住民」は、「中国という求心力の核心」とはなり得ないのであり、目下のところ、中国に相對するものとしての「台湾という求心力の核心」にもなり得ていないのである。後者の場合、可能性はゼロではないが、閩南系住民が原住民を「求心力の核心」として受け入れる可能性は低く、また原住民側からしても閩南系住民との間に心理的な距離を感じている。

だからこそ、原住民の個々人は外来者の到来以前よりその祖先が古くから生活してきた土地としての「台湾」および「その主人としての原住民」とい

う独自性を十分には強調・意識化できず、「中国 vs 台湾」という大きな振り子の間を揺れ動くのである（図1における「セクションⅠ」と「セクションⅢ」）。そして、「中国 vs 台湾」というチェス・ボード上で求心力をもち得ないからこそ、原住民たちは時に教育、補助金、福祉という「中華民国≒国民党」を求心力の核とする側に容易に吸い寄せられる。また別の状況では、「台湾の（もともとの）主人」としての原住民意識をもちつつも、対中国で台湾の独自性を主張する人々の大半を占める閩南系・民進党勢力の立場に寄り添わざるを得ない。

たしかに、「台湾を核とする求心力」を想定した場合、国民党勢力の支持者か民進党勢力の支持者かにかかわらず、現状では多くの原住民が台湾という土地が発する求心力により近い位置に立っているといえることができる。しかし、事例4と事例7の語りや事例3の憂いを重視するならば、「華人国家」としての台湾において絶対的なマイノリティであるかれらが、状況によっては「中国を核とする求心力」に引きずられる可能性は否定できない。

ところで、「求心力・遠心力」あるいは「振り子」(pendulum)という二元論的認識は、現地社会の複雑な状況を整理できるという利点と同時に、ある種の限界もかかえている（沼崎 [2010]）。その限界とは、「あれか、これか」というロジックあるいは認識論がもつ限界である。この点で、タイ山地民のリスを長年にわたって研究してきた綾部真雄が提出する「セキュリティ」という考え方には興味深いものがある（綾部 [2008]）。綾部は、「国家安全保障」に対して国連などで展開されてきた「人間の安全保障」の議論をふまえ、「任意のエスニック集団に帰属するとされる人々が尊ぶ生活実践や価値の体系が保全されている状態、およびそれらを保全しようとする諸営為」を「民族の安全保障」と捉える（綾部 [2008: 52]）。そのうえで彼は、「国民」、「リス」、「汎山地民」、「先住民」といったさまざまなレベルで変動する人々の自己規定の複雑かつダイナミックなあり方は、「セキュリティ」という視点から整理することが可能であると主張した。

「セキュリティ」という視点から本章の諸事例を捉え直すならば、次のよ

うに考えることができる。事例1は、ブスンであることを強く意識しつつも、「漢族系住民が統治する台湾」における「唯一の政党」は国民党であるから、それを支持するのが当然だと考える人物の事例である。そこからは「どのような状況がより安定的か」という判断を見て取ることができる。事例2では、閩南系住民に対する「嫌悪感」を吐露しつつ「外省の方がまだまし」と語られる一方で、その聞き手は直接的な対峙者である閩南系住民ではなく、利害関係が薄い海外の研究者（筆者）であるという点が重要である。さらに、事例7は、弱者としての自己・自集団を意識しつつ、福利厚生のためであれば「原住民（族）」という呼称や（理念的な）地位に固執する必要はないと考える人物の事例である。そこからは、「原住民という名称を振りかざしたところで、人はパンなしでは生きられない」のであり、理念やプライドよりも国家の庇護を受けた方が「セキュリティ上安全だ」、「利益が多い」という判断を読み取ることができる。

ただし、「セキュリティ」といった場合、諸状況を合理的に判断し、より利益の多い選択肢をチョイスし追求するという方法論的個人主義に基づいた「ホモ・エコノミクス」をイメージさせてしまう可能性がある。しかし、人々が生きる現実においては、家族、地域、学校教育、国家政策そしてマスメディアが提供する情報に縛られ、好き嫌い、愛着、プライド、優越感といったさまざまな感情や認識に引きずられながら、個々のコンテキストで意識的・無意識的に判断が下されていると考えるのが妥当だろう。

自己や自集団の利益、安全よりも「台湾の主人」としてのプライドを強調する事例3、事例5、事例6、そして、自分たちがオーストロネシア語族系の先住者であるという知識をもちつつも、子供のころからの教育の影響でふとした時に「俺たち中国人」と語って日本批判を展開する事例4にみられるように、「セキュリティ」をめぐる判断は必ずしも合理的になされているわけではない。「求心力・遠心力」という認識枠組み、さらには「セキュリティ」論の視座をふまえて議論されるべきは、まず、人々が置かれたマクロな布置（constellation）がどのようなものであり、その歴史的・社会的コンテク

ストの下で、誰にとって、何が求心力をもちうるのか、という問題である。そのうえで、誰がどのようなコンテキストで意識的・無意識的にさまざまな判断を下し、いかなる状況で「セキュリティ」を担保する（かもしれない）諸対象・制度への「自己同一化」（self-identification）を試みるのか、あるいは諸選択肢の間でのスイッチングを行っているかを明らかにする必要がある。そのようにして初めて、多元性がより顕在化しつつある状況下での基底的「構造」の存在、さらにはそうした「構造」をめぐる展開される人々の意識や行動のダイナミズムを理解することができる³¹と考える。

おわりに

以上本章では、台湾原住民に対する歴史的な統治政策を概観したうえで、省レベル（省議会議員選挙）ならびに国政選挙（立法委員選挙、総統・副総統直接選挙）における原住民の投票行動を時代的に整理し、二大政党勢力および馬英九政権誕生後の近年の状況に対する原住民の意識を、ブヌンを具体的な事例として報告してきた。そこからは、①国民党政権発足後における「一つの中国」路線への回帰ならびに台湾中心主義と関わる「原住民」の象徴的価値の低下、②原住民の「国民党・外省人びいき」、③閩南系住民に対する「嫌悪感」、④「原住民」ラベルの浸透と理念の未浸透、⑤一般の原住民の実利重視などが明らかになった。

「台湾意識」や「人権立国」論、「海洋国家」論などが強調されるなかで、原住民族自治や土地回復の議論が盛んに行われてきた民進党政権時代を振り返りつつ、こうした状況を眺めるならば、そこには土着主義勢力のひとつとして原住民を取り込もうとした民進党側の「空回り」が浮かび上がる。それは逆にいえば、戦後55年間にわたる国民党支配はそれほどまでに原住民村落の奥深くまで浸透していたということである。たしかに、民進党勢力と理知的な一部の原住民との共闘はこれまでも実現してきた。しかし、長年にわ

たる圧力や利益供与によって原住民社会の末端にまで浸透した親国民党意識を洗い流し、直接的な利害関係にある好ましくない隣人としての閩南系住民に対する原住民側の負のイメージや感情をぬぐい去るには、8年という時間はあまりにも短すぎたといえるのかもしれない。

ただし、二大政党以外に投票する原住民が少なからず存在することや、「台湾の主人」としての原住民の重要性を強く意識する人々が村落部にもいることは、将来における原住民社会の変化の可能性を示唆している。こうした原住民社会をめぐる複雑な状況は、原住民族運動の理念を強調するか、あるいは統計資料やエリートたちへのインタビューに偏重してきた先行研究では十分に描き出せていなかったものである。むしろ、限定された人々を対象とした小稿によって、先行研究がかかえていた諸問題のすべてを解決できるわけではない。しかし、今後の議論と検討の方向性について一定の指針を示すことはできたと考える。

最後に、本章における取り組みに残された課題、そして展望についてまとめてみたい。本章の前半部分では原住民全体を対象とした整理を行ったが、第4節における個別データの対象はブヌンに限定されていた。今後は、ブヌンでみられた状況が台湾原住民中のほかのエスニックグループでもみられるのか否かを、さまざまな社会的ポジションにたつ人々の認識に注目しながら、比較研究を通じて検討する必要がある。

本章はまた、個々のインフォーマントのさまざまな語りには注目したものの、原住民村落あるいは郷などの地方行政レベルにおける国民党支持ネットワークの具体的な存在とメカニズム、ならびに原住民政治家、知識人、運動家、一般の人々といった諸アクターの具体的な相互作用の状況を描き出すことはできなかった。今後は、こうしたミクロな動きを詳細に記述・分析することを通じて、インフォーマントらの語りや実践に含まれる偏差ならびにその基底に存在する諸ロジックなどの抽出を目指したい。

〔注〕

- (1) なお、本章第4節で具体的な事例として取り上げるブスン〈布農族〉からみた「国家イメージ」については、楊淑媛による論考がある（Yang [2001: chap. 2, 2005]）。楊は、政治的リーダーや公務員、さらには国家自体を「庇護する者・養育者」として捉え、「庇護される者・被養育者」としてのブスンと対置しつつ、それを受容しているブスン語の用法に注目する。そのうえで楊は、かれらのこうした「従順さ」（compliance）は、直接的な「抵抗」よりも、「より効果的な行為主体性（agency）」になりうる、と主張する。人類学的に興味深い視点ではあるが、楊の議論は、現地の実情よりもむしろ、欧米の人類学における先行議論の展開に引きずられている感が否めない。また、上述の状況のみを取り上げて「ブスンの特徴」というためには、他の諸社会との比較研究をふまえた詳細な議論が必要だと筆者は考える。この点については別稿で論じてみたい。
- (2) 「閩南人」あるいは「福佬人」などと呼ばれる。
- (3) 本章では、それが現地の中国語表現であることをとくに強調する場合に〈 〉を用いている。
- (4) 本章で提示する調査データは、アジア経済研究所の調査プロジェクトの一環として筆者が実施した2009年夏の現地調査（台北市、台北県、南投県、台東県）ならびにその後の個人的な補足調査に基づいている。
- (5) かつて「蕃人」などと呼ばれた原住民に対する統治政策。現代の文脈で考えればきわめて差別的な用語ではあるが、歴史的な事実に基づき、本章では「 」付きで用いている。
- (6) ある一定の土地に先住者がいない、もしくは十分な労働が投下されていないとして、その土地を自らが所有する権利を主張するという論理。とくに欧米諸国による植民地統治において再三にわたって利用された。
- (7) 2001年末の政府統計によれば、漢族による使用が確認できている保留地（約1万6522ヘクタール）の3分の2にあたる約1万930ヘクタールは違法使用であるという（顔愛静／楊國柱 [2004: 352]）。
- (8) すぐ後に述べるように、単なる「民」・「人」・「族」とは異なり、先住者集団の権利回復といった文脈において、「民族」という表現には主権や自己決定権をもつ集団的な主体という意味が込められている。したがって本章では、現地での表現を考慮したうえで、そこに含まれる個人あるいは集団性や権利を主張しない場合に「原住民」と形容し、「民族」的な主体性をとくに強調している場合に「原住民族」という表現を用いている。
- (9) 日本植民地期の後期ならびに戦後も長らく続いた「九族分類」は以下の通りである。「タイヤル」（泰雅族）、「サイシャット」（賽夏族）、「ブスン」（布農族）、「ツォウ」（鄒族）、「パイワン」（排湾族）、「ルカイ」（魯凱族）、「アミ」

(阿美族), 「プヌマ」(卑南族), 「ヤミ」(雅美族あるいは達悟族)。

- (10) 「中華民国」とそのひとつの省にすぎない「台湾省」とが同じ地域に重複して存在しているという「行政上の非効率」の改善を目的としてなされた措置。実際には、香港・マカオの中華人民共和国への返還を目前にしたなかで、「中華民国」の独立国家としての統治形態をより明確にし、かつ一連の憲法改正作業を通じて登場した直接選挙で選ばれる「台湾省長」と「中華民国総統」という二重権力状態を是正するために実施された措置であった(若林 [2008: 215-224])。
- (11) 原住民地区における1986年以降の民進党立法委員「当選率」(民進党候補の当選数÷当選枠の総数)は、選挙区選挙に限った場合、約2%(全48議席中1議席)に過ぎない。
- (12) 台湾における多文化主義諸政策の概観については張 [2010] に詳しい。
- (13) なお、2004年および2008年の総統・副総統直接選挙における投票行動分析に関しては、小笠原 [2005, 2009] や若林 [2008: 第6章] を参照した。
- (14) ただし、筆者の知るかぎり、平埔系住民の民族認定要求の動きを肯定的にとらえているのは原住民族運動の活動家や一部の教育エリートなどにとどまっている。筆者が接した多くの原住民(大多数はブスン)は、一般の漢族系住民と同様の生活をし、原住民に比べて裕福である平埔系を自称する人々が政府の民族認定を得ることで、もとの原住民に充てられる予算が削減されること、高等教育への受験や公務員試験などにおける原住民に対する優遇措置の利点を平埔系の人々に奪われてしまう可能性を危惧している。またその背景には、かつては閩南系住民とともにオーストロネシア語族系先住者を〈番仔〉として蔑視してきたのに、原住民の権利保護が制度化されつつある今になって「原住民」や「平埔」としての承認を求めるのは虫がよすぎる、という認識がある。
- (15) 章前主任委員が立法委員だった時代からの秘書の一人。
- (16) 原住民族部落工作隊「新政府執政周年～原住民族成績單」(パンフレット, 2009年5月)。
- (17) 「原民團體：馬政府上台週年 原權大倒退」(『自由時報電子報』2009年5月15日, <http://www.libertytimes.com.tw/2009/new/may/15/today-p9.htm>, 2009年9月9日アクセス)。
- (18) 孫大川は、研究者(文学・哲学)として国立政治大学などに勤務し、また原民会副主任委員の公職を務めながら(1996～2000年)、雑誌『山海文化雙月刊』(1993～2000年)を刊行するなど、言論分野で原住民族運動を牽引してきた人物である。彼はまた、原住民の演劇団体「原舞者」を主宰し、文化・芸術部門でも活発な活動を続けてきた。
- (19) 「名前を正す」の意で、「民族」としての「先住者の末裔」としての正当な

名称と地位の認定を求めた運動。1980年代後半の原住民族運動でも「正名」の重要性が主張された。

- (20) 平埔関連団体は、2010年4月になって、タイに本拠を置くアジアの先住民族運動団体 AIPP (Asian Indigenous Peoples Pact) の協力を得て、国連に平埔の窮状を訴えている。
- (21) 「原民自治法過關 孫大川——推上一壘——」(『聯合報』2010年9月23日, <http://www.udn.com/2010/9/23/NEWS/NATIONAL/BREAKINGNEWS1/5867174.shtml>, 2010年9月23日アクセス)。
- (22) たとえば、「『沒錢, 沒權, 沒土地』原民——比鄉鎮市級還不如——」(『中國時報』2010年9月24日) など。
- (23) 筆者がこれらの論文で明らかにしたのは、原住民エリートらが憲法の追加修正条文や陳總統が認めた「新しいパートナーシップ」などを盾に国家との対等な関係や先住者としての地位・権利の承認を求めているのに対し、1947年に中国大陸で成立した中華民国憲法のもとでは、追加修正条文によって多少の変更が加えられているとはいえ、かれらには「保護の必要なマイノリティ」という地位しか与えていない、ということであった。
- (24) 本節で提示する具体的な語りは、基本的に、2009年夏の現地調査で入手したものである。インタビューに際しては、台湾や中国、2つの国家や二大政党、そして閩南系住民、客家系住民、外省人に対するイメージなどを自由に語ってもらおうという手法を採用した。快く筆者のインタビューを受けてくださった方々に、この場を借りて感謝申し上げたい。
- (25) ここではインフォーマントの語法を重視して現地語表現を記している。
- (26) バイワンの父とブヌンの母の間に生まれ、台湾キリスト長老教会の台南神学院を卒業した彼は、民進党幹部とも親密なコネクションをもっている。ブヌン文教基金会を運営するかたわら、延平郷の郷民代表(村議員あるいは町会議員などに相当)を歴任した経験をもつ人物。
- (27) 日本植民地期に山麓部への集団移住を余儀なくされた住民の末裔が、歴史の掘り起こしなどを目的とし、祖先のかつての居住地や勢力範囲を踏査する活動。
- (28) 上述の「ルーツ探し」活動と関連し、かつての集落や勢力範囲の情報をGPS(全地球測位システム)やGIS(地理情報システム)などを用いて地図化して記録しようとする活動を指す。
- (29) この状況は、謝世忠[1987]が描いた原住民運動初期の状況——「原住民」という名称が一部の活動家の間でのみ主張されていた状況——と比較すれば隔世の感がある。
- (30) エリート層と一般の原住民の意識との「温度差」については、すでに謝世忠[1992], Harrison[2001], Rudolph[2003, 2004]などでも言及されてい

る。

- (31) 本章では十分に論じることができなかったが、国家の統治システム、さらには国内外の社会・政治状況のなかで人々が行なう相互行為やそこにみられる特徴を論じるうえで、ブルデューが展開した「界」(champ)や「性向」(dispositions)をめぐる議論がひとつの有効な参照枠組みとなるかもしれない(たとえば、ブルデュー／ヴァカン [2007]などを参照)。

【参考文献】

<日本語文献>

- 綾部真雄 [2008]「エスニック・セキュリティ——タイ北部リスにみる内発的安全保障のかたち——」(『社会人類学年報』第34号 11月 51-91ページ)。
- 石垣直 [2006]「現代台湾における〈原住民族〉の位置づけ——『原住民族自治区法』草案をめぐる——」(『社会人類学年報』第32号 11月 145-164ページ)。
- [2007]「現代台湾における多文化主義と先住権の行方——〈原住民族〉による土地をめぐる権利回復運動の事例から——」(『日本台湾学会報』第9号 5月 197-216ページ)。
- [2009]「土地所有をめぐる現実——台湾・ブスン社会における保留地継承・分配制度の現代的諸相——」(『アジア・アフリカ言語文化研究』第77号 10月 83-120ページ)。
- [2011]『現代台湾を生きる原住民——ブスンの土地と権利回復運動の人類学——』風響社。
- 石丸雅邦 [1999]「台湾の政治体制変動と先住民運動」岡山大学大学院法学研究科修士論文。
- [2000]「戦後国民党統治下の台湾先住民族の政治的地位の変遷——1980年代以降——」(『現代台湾研究』第19号 3月 53-69ページ)。
- 小笠原欣幸 [2005]「2004年台湾総統選挙分析——陳水扁の再選と台湾アイデンティティ——」(『日本台湾学会報』第7号 5月 44-68ページ)。
- [2009]「2008年台湾総統選挙分析——政党の路線と中間派選挙民の投票行動——」(『日本台湾学会報』第11号 5月 129-153ページ)。
- 張茂桂 [2010]「台湾における多文化主義政治と運動」(田上智宜／竹内孝之／佐藤幸人訳)(若林正丈編『ポスト民主化期の台湾政治——陳水扁政権の8年——』アジア経済研究所 123-167ページ)。
- 沼崎一郎 [2010]「台湾社会分析の現状と課題——社会階層とエスニシティを中心

に——」(佐藤幸人編「台湾総合研究Ⅲ——社会の求心力と遠心力——」調査研究報告書 アジア経済研究所 1-14ページ, http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Report/2009/pdf/2009_436_ch1.pdf, 2011年1月10日アクセス)。

ブルデュー, ピエール/ロイック・J・D・ヴァカン [2007] (水島和則訳)『リフレクシブ・ソシオロジーへの招待——ブルデュー, 社会学を語る——』藤原書店 (Pierre Bourdieu and Loïc J. D. Wacquant, *Réponses: Pur une anthropologie réflexive*, Paris: Édition du Seuil, 1992 / Pierre Bourdieu and Loïc J. D. Wacquant, *An Invitation to Reflexive Sociology*, Chicago: University of Chicago Press, 1992)。

若林正文 [2008]『台湾の政治——中華民国台湾化の戦後史——』東京大学出版会。

<中国語文献>

高德義 [1996]「原住民與選舉政治——原住民精英選舉行為為調査分析——」(『山海文化雙月刊』第11期 pp. 34-50)。

顧玉珍/張毓芬 [1999]「台灣原住民族的土地危機——山地鄉『平權會』政治經濟結構之初探——」(『台灣社會研究季刊』第34期 6月 pp. 221-292)。

海樹兒・友刺拉菲 [2008]「立委選舉原住民參選人的背景分析 (1972~2008年)」(『台灣原住民研究論叢』第4期 12月 pp. 161-190)。

林淑雅 [2000]『第一民族——台灣原住民族運動的憲法意義——』台北 前衛出版社。

施正鋒 [2005]『台灣原住民族政治與政策』台北 翰蘆圖書出版。

施正鋒/許世楷/布興・大立編 [2002]『從和解到自治——原住民族歷史重建——』台北 前衛出版社。

孫大川等 [1996]「原住民與政治座談會」(『山海文化雙月刊』第11期 pp. 4-33)。

瓦歷斯・尤幹 [1993]「民主, 選舉與族群未來——1993年縣市長選舉結果的初步觀察——」(『山海文化雙月刊』第2期 pp. 36-45)。

王甫昌 [2003]『當代台灣社會的族群想像』台北 群學出版。

謝世忠 [1987]『認同的污名——台灣原住民的族群變遷——』台北 自立晚報社。

—— [1989]「原住民運動生成與發展理論的建立」(『中央研究院民族學研究所集刊』第64期 pp. 139-176)。

—— [1992]「偏離群眾的菁英——試論『原住民』象徵與原住民菁英現象的關係」(『島嶼邊緣』第2卷第1期 pp. 52-60)。

行政院原住民族委員會 [2010a]「平埔族群政策新出發, 原民會成立平埔族群事務推動小組」(行政院原住民族委員會新聞稿 2010年7月6日, <http://www.apc.gov.tw/>, 2011年1月10日アクセス)。

行政院原住民族委員會 [2010b]「行政院原住民族委員會99年度施政目標與重點」

(<http://www.apc.gov.tw/>, 2011年1月10日アクセス)。

- 許世楷／施正鋒／布興・大立編 [2001] 『原住民族人權與自治』台北 前衛出版社。
 顏愛靜／楊國柱 [2004] 『原住民土地制度與經濟發展』板橋 稻鄉出版社。
 夷將・拔路兒 [1994] 「台灣原住民族運動發展路線之初步探討」(『山海文化雙月刊』第4期 pp. 22-38)。
 夷將・拔路兒編 [2008] 『台灣原住民族運動史料彙編』(上・下)台北 行政院原住民族委員會／國史館。

< 英語文献 >

- Harrison, Henrietta [2001] “Changing Nationalities, Changing Ethnicities: Taiwan indigenous Villages in the Years after 1946,” in D. Faure, ed., *In Search of the Hunters and Their Tribes: Studies in the History and Culture of the Taiwan Indigenous People*, Taipei: SMC Publishing, pp. 50-78.
- Ku, Kun-hui (顧坤惠) [2005] “Rights to Recognition: Minority/Indigenous Politics in the Emerging Taiwanese Nationalism,” *Social Analysis*, 49 (2), pp. 99-121.
- Rudolph, Michael [2003] “The Quest for Difference versus the Wish to Assimilate: Taiwan’s Aborigines and Their Struggle for Cultural Survival in Times of Multiculturalism,” in P. Katz and M. Rubinstein, eds., *Religion and the Formation of Taiwanese Identities*, New York: Palgrave Macmillan, pp. 123-155.
- [2004] “The Pan-Ethnic Movement of Taiwanese Aborigines and the Role of Elites in the Process of Ethnicity Formation,” in F. Christiansen and U. Hedetoft, eds., *The Politics of Multiple Belonging: Ethnicity and Nationalism in Europe and East Asia*: Aldershot: Ashgate., pp. 239-254.
- Simon, Scott (史國良) [2006] “Taiwan’s Indigenized Constitution: What Place for Aboriginal Formosa?” 『台灣國際研究季刊』(*Taiwan International Studies Quarterly*), 2 (1), pp. 251-270.
- [2007] “Paths to Autonomy: Aboriginality and the Nation in Taiwan,” in C. Storm and M. Harrison, eds., *The Margins of Becoming: Identity and Culture in Taiwan*, Wiesbaden: Harrasowitz, pp. 221-240.
- Yang, Shu-Yuan (楊淑媛) [2001] “Coping with Marginality: The Bunun in Contemporary Taiwan,” Ph.D. thesis, Department of Anthropology, London School of Economics and Political Science, University of London.
- [2005] “Imagining the State: An Ethnographic Study,” *Ethnography*, 6 (4), pp. 487-516.

